

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専決第11号

専 決 処 分 書

令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分する。

令和3年4月16日

鹿沼市長 佐藤 信

令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,973,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,338,194	8,245	6,346,439
	2 国庫補助金	1,501,271	8,245	1,509,516
21 諸収入		2,465,130	2,000	2,467,130
	4 雑入	515,450	2,000	517,450
22 市債		3,557,000	112,200	3,669,200
	1 市債	3,557,000	112,200	3,669,200
歳入合計		40,850,933	122,445	40,973,378

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,566,785	2,000	6,568,785
	1 総務管理費	5,930,321	2,000	5,932,321
3 民生費		14,779,818	8,245	14,788,063
	3 生活保護費	1,291,505	8,245	1,299,750
11 災害復旧費		90,004	132,121	222,125
	1 農林水産施設災害復旧費	90,001	132,121	222,122
14 予備費		213,410	△19,921	193,489
	1 予備費	213,410	△19,921	193,489
歳 出 合 計		40,850,933	122,445	40,973,378

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設災害復旧事業	112,200	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては当該利率の見直し後の利率)	政府資金の融資条件又は銀行その他の借入れ先との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。